

東京都税制調査会設置要綱

平成12年5月24日
12主税第46号
知 事 決 定

(設置目的)

第1 地方分権の時代にふさわしい地方税制及び国・地方を通じた税制全体のあり方等の参考とするため、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う懇談会として、東京都税制調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 調査会では、以下の事項について検討し、意見の交換を行う。

- (1) 地方税制度の改善に関すること。
- (2) 国と地方の税源配分に関すること。
- (3) その他これらの事項に関連する租税制度の改善に関すること。

(委員及び特別委員)

第3 調査会は、委員19人程度、特別委員6人程度をもって構成する。

- 2 委員は学識経験を有する者のうちから、特別委員は都議会議員の職にある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員及び特別委員（以下「委員等」という。）の任期は、3年とする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4 調査会に、会長及び副会長を置き、委員等の互選により選任する。

- 2 会長は、調査会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5 調査会は、会長が招集する。

(小委員会)

第6 調査会に、委員により組織される小委員会を置く。

- 2 小委員会は、調査会の付託を受け、第2に定める所掌事項について検討を行うとともに、これに必要な調査研究を行う。
- 3 小委員会に属すべき委員は、調査会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 小委員会に小委員長を置く。
- 5 小委員長は、会長が指名する。
- 6 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。

(分科会)

第7 小委員会に、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、小委員会の付託を受けて、その部門に属する事項を研究する。

- 3 分科会に属すべき委員は、小委員会に属する委員のうちから小委員長が指名する。
- 4 分科会に、分科会長を置く。
- 5 分科会長は、委員の中から小委員長が指名する。
- 6 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

(専門委員)

第8 調査会において検討すべき事項につき、細目の調査研究その他の必要があるときは、会長は専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、専門の学識経験を有する者のうちから、会長が指名する。
- 3 専門委員は、会長が認める場合には小委員会又は分科会に参加することができる。

(意見の聴取)

第9 会長は、必要があるときは、委員等以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第10 調査会の庶務は、主税局において処理する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（委員の任期の特例）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に第3の3に規定する任期が終了することとなる委員等の任期は、同項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。